



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 19 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課） 1	一部を改正する規則……………（障がい福祉課） 1
○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の	○宮崎県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則……………（衛生管理課） 2
	○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境森林課） 6
	○宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（漁業管理課） 9

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年宮崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄（少年法（昭和23年法律第 168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第 286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） [略]	（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄（少年法（昭和23年法律第 168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第 286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第12号（第7条関係） （表面） [略] （裏面） 備考	様式第12号（第7条関係） （表面） [略] （裏面） 備考

1～4 〔略〕

5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、届け出てください。

なお、当該各号に掲げる事実の発生の日の属する月の翌月から当該事実の消滅の日の属する月の前月までの期間、年金の支払を致しません。

(1) 〔略〕

(2) 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

(3) 〔略〕

6～11 〔略〕

様式第28号（第13条関係）

〔略〕

〔略〕	
支給停止事由	1 〔略〕
発生の内容	2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。
	3 〔略〕
支給停止事由	1 〔略〕
消滅の内容	2 心身障害者が懲役若しくは禁錮の刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった。
	3 〔略〕
〔略〕	
〔略〕	

〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

宮崎県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県ふぐ取扱条例施行規則（昭和34年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（免許申請） 第1条 宮崎県ふぐ取扱条例（以下「条例」という。）第5条の規定によりふぐ処理師の免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書	（免許申請） 第1条 宮崎県ふぐ取扱条例（以下「条例」という。）第5条の規定によりふぐ処理師の免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅

（４） [略]

（免許証の再交付）

第5条 条例第9条第3項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（別記様式第4号）に、写真1葉のほか、き損の場合にあってはその免許証を添えて速やかに知事に申請しなければならない。

2 [略]

（認証書の再交付）

第15条 条例第16条第3項の規定により認証書の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理営業認証書再交付申請書（別記様式第11号）に、き損の場合にあってはその認証書を添えて、知事に申請しなければならない。

2 [略]

（地位の承継）

第17条 条例第17条第2項の規定により相続によるふぐ処理営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続によるふぐ処理営業者の地位の承継届出書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１） 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（２） 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の承継同意書（別記様式第14号）

2 条例第17条第2項の規定による届出は、合併（分割）によるふぐ処理営業者の地位の承継届出書（別記様式第15号）に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書又は分割により当該営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（廃業の届出）

第18条 条例第18条の規定による届出は、ふぐ処理営業廃業届（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

別記

様式第1号（第1条関係）

[略]

添付書類

1・2 [略]

3 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

4 [略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

添付書類

1 [略]

2 き損の場合にあっては、その免許証

様式第11号（第15条関係）

[略]

券その他の身分を証する書類の写し）

（４） [略]

（免許証の再交付）

第5条 条例第9条第3項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（別記様式第4号）に、写真1葉のほか、毀損の場合にあってはその免許証を添えて速やかに知事に申請しなければならない。

2 [略]

（認証書の再交付）

第15条 条例第16条第3項の規定により認証書の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理営業認証書再交付申請書（別記様式第11号）に、毀損の場合にあってはその認証書を添えて、知事に申請しなければならない。

2 [略]

（地位の承継）

第17条 条例第17条第2項の規定によりふぐ処理営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、ふぐ処理営業者の地位の承継届出書（別記様式第13号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１） 営業の譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類

（２） 相続による承継の場合 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の承継同意書（別記様式第14号）

（３） 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりふぐ処理営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

（廃業の届出）

第18条 条例第18条の規定による届出は、ふぐ処理営業廃業届（別記様式第15号）を知事に提出しなければならない。

別記

様式第1号（第1条関係）

[略]

添付書類

1・2 [略]

3 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

4 [略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

添付書類

1 [略]

2 毀損の場合にあっては、その免許証

様式第11号（第15条関係）

[略]

ふぐ処理営業認証書を紛失（き損）したので、宮崎県ふぐ取扱
条例第16条第3項の規定により、再交付を申請します。

[略]

備 考

認証書をき損した場合にあっては、当該認証書を添えること。

別記様式第13号を次のように改める。

ふぐ処理営業認証書を紛失（毀損）したので、宮崎県ふぐ取扱
条例第16条第3項の規定により、再交付を申請します。

[略]

備 考

認証書を毀損した場合にあっては、当該認証書を添えること。

様式第13号（第17条関係）

ふぐ処理営業者の地位の承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生

（ 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 ）

ふぐ処理営業者の地位の承継があつたので、宮崎県ふぐ取扱条例第17条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

地 位 の 承 継 の 原 因		譲 渡 ・ 相 続 ・ 合 併 ・ 分 割
地 位 の 承 継 前 の 営 業 者	氏 名 （法人にあつては 名称及び代表者の 氏名）	
	住 所 （法人にあつては 主たる所在地）	
地 位 の 承 継 の 年 月 日		
ふ ぐ 処 理 営 業 を 行 う 施 設 の 名 称 、 屋 号 又 は 商 号		
ふ ぐ 処 理 営 業 を 行 う 施 設 の 所 在 地		
認 証 番 号		第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 相続による承継の場合 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の承継同意書
- 3 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりふぐ処理営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

別記様式第15号を削り、別記様式第16号を別記様式第15号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県ふぐ取扱条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の宮崎県ふぐ取扱条例施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>（特定事業者）</u> 第9条 <u>条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>（1） 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量（当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</u> <u>（2） 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</u> <u>（3） 道路運送法（昭和26年法律第 183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、その使用している自動車のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置を県内とする自動車の前年度の末日における合計台数又は合計台数の値が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうちけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の台数が35台以上であること。</u> <u>イ 道路運送法第3条第1号に掲げる一般旅客自動車運送事業（同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の</u>	第9条から第13条まで 削除

用に供する自動車の台数が35台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が70台以上であること。

エ アからウまでのいずれにも該当しないものであって、アに規定する事業の用に供する自動車の台数に1を乗じて得た値、イに規定する事業の用に供する自動車の台数に1を乗じて得た値及びウに規定する事業の用に供する自動車の台数に0.5を乗じて得た値の合計が35以上であること。

(4) 県内の事業活動（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。）に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの

（温室効果ガス排出量削減計画書の作成等）

第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出量削減計画について、温室効果ガス排出量削減計画書（別記様式第1号）により、当該計画期間（以下「計画期間」という。）の初年度の7月末日までに提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない

。

2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出量削減計画について、温室効果ガス排出量削減計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出するものとする。

（変更後の温室効果ガス排出量削減計画書の作成等）

第11条 条例第6条第3項に規定する変更後の計画書は、温室効果ガス排出量削減計画書により、温室効果ガス排出量削減計画の変更後速やかに提出しなければならない。

（特定事業者等に関する届出書の作成等）

第12条 条例第6条第1項ただし書及び第6条の2の規定による届出は、特定事業者等に関する届出書（別記様式第1号の2）によってするものとする。

（温室効果ガス排出状況報告書の作成等）

第13条 条例第6条の2に規定する報告書は、温室効果ガス排出状況報告書（別記様式第2号）により、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。

（温室効果ガス排出量削減計画を達成するための補完的手段）

第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出量削減対策は、次に掲げるものとする。

(1) 森林の整備及び保全（知事が別に定める森林の二酸化炭素吸収量に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。）

(2) 再生可能エネルギー（次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギー）を利用した熱又は電力であつて、県内で発生し、又は発電したものの供給（自ら消費したものを除く。）

ア 太陽光

イ 風力 ウ 水力 エ 地熱 オ 太陽熱 カ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。） キ アからカまでに掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると知事が認めるもの （3） グリーン電力証書又はグリーン熱証書（一般財団法人日本品質保証機構の認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る熱又は電力が県内において発生し、又は発電したもの。）の購入 （4） その他知事が適当と認める温室効果ガス排出量削減対策（温室効果ガス排出量削減計画書等の公表） 第13条の3 条例第7条の規定による公表は、次に掲げるものについて行うものとする。 （1） 温室効果ガス排出量削減計画書別紙 （2） 温室効果ガス排出状況報告書別紙 （書類の提出部数） 第35条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、<u>条例第6条各項に規定する書類にあっては正本1部とし、その他の書類にあっては正本1部及び写し1部とする。</u>	（書類の提出部数） 第35条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び写し1部とする。
---	---

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号及び様式第2号 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第11号（第36条関係） （表） 〔略〕 （裏） 〔略〕 （報告及び検査） 第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 （1） 特定事業者 （2）～（8） 〔略〕 2・3 〔略〕 第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 第65条第1項（<u>同項第2号から第4号まで及び第6号</u>に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	様式第11号（第36条関係） （表） 〔略〕 （裏） 〔略〕 （報告及び検査） 第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 （1）～（7） 〔略〕 2・3 〔略〕 第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 第65条第1項（<u>同項第1号から第3号まで及び第5号</u>に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 第65条第1項（同項第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 第65条第1項（同項第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 第65条第1項（同項第4号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 第65条第1項（同項第7号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県漁港管理条例施行規則（昭和38年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用の届出) 第7条 条例第8条の規定による届出は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める利用届によりしなければならない。 (1) 栈橋、岸壁、物揚場、船揚場、<u>漁港施設用地及び廃油処理施設</u>を利用しようとする者（船舶の係留のための場合を除く。） 甲種漁港施設利用届（別記様式第4号） (2) [略] (使用許可の申請) 第13条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、係留指定施設使用許可申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。 2 知事は、条例第10条第1項の規定により許可をするときは、使用許可書（別記様式第11号）を交付するものとする。 3 [略] (使用許可の制限) 第13条の2 知事は、条例第10条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>係留指定施設</u>の使用許可をしないものとする。 (1) [略] (2) <u>係留指定施設</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) [略] 2 知事は、使用許可をすることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるときは、<u>係留指定施設</u>の使用許可をしないものとする。	(利用の届出) 第7条 条例第8条の規定による届出は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める利用届によりなければならない。 (1) 栈橋、岸壁、物揚場、船揚場<u>及び漁港施設用地</u>を利用しようとする者（船舶の係留のための場合を除く。） 甲種漁港施設利用届（別記様式第4号） (2) [略] (使用許可の申請) 第13条 条例第10条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者は、係留指定施設使用許可申請書（別記様式第10号）を、<u>同項第2号の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設使用許可申請書（別記様式第10号の2）</u>を知事に提出しなければならない。 2 知事は、条例第10条第1項第1号の規定により許可をするときは、使用許可書（別記様式第11号）を交付するものとする。 3 [略] (使用許可の制限) 第13条の2 知事は、条例第10条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>施設</u>の使用許可をしないものとする。 (1) [略] (2) <u>施設</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) [略] 2 知事は、使用許可をすることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるときは、<u>施設</u>の使用許可をしないものとする。 <u>（使用期間満了及び使用廃止の届）</u> 第13条の3 条例第10条第1項の規定による許可を受けた者は、使

別表第 1 の 2（第15条関係）

施 設 名	単 位	金 額	備 考
指定施設 A	[略]	6,000円	[略]
指定施設 B		5,400円	
指定施設 C		4,800円	
指定施設 D		4,200円	
指定施設 E		3,600円	
指定施設 F		3,000円	
指定施設 G		2,400円	

（注）指定施設 A～G については、条例第10条第 1 項の規定により、個々の指定施設ごとに知事が公示により指定する。

別表第 2（第15条関係）

品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 10円18銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 11円20銭
原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 10円18銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 11円20銭
石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	1トン当たり 11円32銭	1トン当たり 9円5銭	1トン当たり 12円45銭	1トン当たり 9円96銭
砂、砂利及び栗玉石	1トン当たり 5円65銭	1トン当たり 3円40銭	1トン当たり 6円22銭	1トン当たり 3円74銭
測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	1トン当たり 22円61銭	1トン当たり 16円96銭	1トン当たり 24円87銭	1トン当たり 18円66銭
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	1トン当たり 56円57銭	1トン当たり 33円94銭	1トン当たり 62円23銭	1トン当たり 37円33銭
フェリー貨物	1トン当たり 56円57銭	[略]	1トン当たり 62円23銭	[略]

用の期間が満了し、又は使用の期間内においてその使用を廃止したときは、その満了又は廃止した日から10日以内に係留指定施設使用期間満了（廃止）届（別記様式第10号の3）又は甲種漁港施設使用期間満了（廃止）届（別記様式第10号の4）を知事に提出しなければならない。

別表第 1 の 2（第15条関係）

施 設 名	単 位	金 額	備 考
指定施設 A	[略]	6,200円	[略]
指定施設 B		5,600円	
指定施設 C		5,000円	
指定施設 D		4,400円	
指定施設 E		3,800円	
指定施設 F		3,200円	
指定施設 G		2,600円	

（注）指定施設 A～G については、条例第10条第 1 項第 1 号の規定により、個々の指定施設ごとに知事が公示により指定する。

別表第 2（第15条関係）

品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 10円53銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 11円58銭
石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	1トン当たり 11円70銭	1トン当たり 9円36銭	1トン当たり 12円87銭	1トン当たり 10円30銭
砂、砂利及び栗玉石	1トン当たり 5円84銭	1トン当たり 3円52銭	1トン当たり 6円43銭	1トン当たり 3円87銭
測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	1トン当たり 23円38銭	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 25円72銭	1トン当たり 19円29銭
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	1トン当たり 58円49銭	1トン当たり 35円9銭	1トン当たり 64円35銭	1トン当たり 38円60銭
フェリー貨物	1トン当たり 58円49銭	[略]	1トン当たり 64円35銭	[略]

	銭			
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	1トン当たり 22円61銭	1トン当たり 16円96銭	1トン当たり 24円87銭	1トン当たり 18円66銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	1トン当たり 16円96銭	1トン当たり 13円57銭	1トン当たり 18円66銭	1トン当たり 14円93銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	1トン当たり 56円57銭	1トン当たり 45円25銭	1トン当たり 62円23銭	1トン当たり 49円78銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	1トン当たり 5円65銭	1トン当たり 3円40銭	1トン当たり 6円22銭	1トン当たり 3円74銭

〔略〕

別表第3 (第15条関係)

級 地 区 分			1級地	2級地	3級地
その他の工作物	占有面積 1平方メートル	占有期間 が1月以上の場合	53円74銭	39円61銭	21円49銭
	1月につき	占有期間 が1月未満の場合	59円11銭	43円57銭	23円64銭
その他	占有面積 1平方メートル 1月につき		47円29銭	31円74銭	11円83銭

	銭			
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	1トン当たり 23円38銭	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 25円72銭	1トン当たり 19円29銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	1トン当たり 17円54銭	1トン当たり 14円3銭	1トン当たり 19円29銭	1トン当たり 15円44銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	1トン当たり 58円49銭	1トン当たり 46円79銭	1トン当たり 64円35銭	1トン当たり 51円47銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	1トン当たり 5円84銭	1トン当たり 3円52銭	1トン当たり 6円43銭	1トン当たり 3円87銭

〔略〕

別表第3 (第15条関係)

級 地 区 分			1級地	2級地	3級地
その他の工作物	占有面積 1平方メートル	占有期間 が1月以上の場合	55円57銭	40円96銭	22円22銭
	1月につき	占有期間 が1月未満の場合	61円12銭	45円5銭	24円44銭
その他	占有面積 1平方メートル 1月につき		48円90銭	32円82銭	12円23銭

別記様式第4号中「・廃油処理施設」及び

「

廃油の種類及び数量		トン
-----------	--	----

を削る。

」

別記様式第10号中「利用」を「使用」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第10号の2（第13条関係）

甲種漁港施設使用許可申請書

年 月 日

殿

申請人 住 所
ふ り が な
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり甲種漁港施設において使用をしたいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例
第10条第1項の規定により申請します。

使用施設の名称	
使 用 の 場 所	
使用の面積等	
使 用 の 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	

（注）この申請書は、1部提出すること。
添付書類 使用の場所を明示した平面図（縮尺500分の1以上）及びその使用の区域
の実測求積図（縮尺500分の1以上）

様式第10号の3（第13条の3 関係）

係留指定施設使用期間満了（廃止）届

年 月 日

殿

届出人 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり使用期間が満了（使用を廃止）したので、宮崎県漁港管理条例施行規則
第13条の3の規定により届け出ます。

使 用 漁 港 名	漁 港			
使用係留指定施設	指定施設	A	B	C D
		E	F	G
使用許可期間	年 月 日から			
	年 月 日まで			
船 舶 諸 元	船 舶 名			
	船 舶 番 号 又 は 船舶検査済票の番号			
	船 舶 の 長 さ	m		
	船 舶 の 幅	m		
	船 舶 の 深 さ	m		
使用期間の満了 使用廃止年月日	年 月 日			

（注）この届は、1部提出すること。

様式第10号の4（第13条の3 関係）

甲種漁港施設使用期間満了（廃止）届

年 月 日

殿

届出人 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり使用期間が満了（使用を廃止）したので、宮崎県漁港管理条例施行規則第13条の3の規定により届け出ます。

使用施設の名称	
使用の場所	
使用の面積等	
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用許可の年月日 及び 番 号	
使用期間の満了 使用廃止年月日	年 月 日
使用回復の状況	

（注）この届は、1部提出すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県漁港管理条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

